

広島県告示第六百八十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五の規定によって、次のとおり介護予防通所リハビリテーションに係る指定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。

平成十九年六月十四日

広島県知事 藤田 雄山

指定介護予防サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を廃止した事務所	所在地	廃止年月日
川本定紀	かわもと脳神経リハビリセンター	福山市引野町一―二二―二八	福山市引野町一―二二―二八	福山市引野町一―二二―二八	平成一九年三月二日
社団法人福山市医師会	福山市医師会総合健診センター	福山市三吉町南二丁目一番二五号	福山市三吉町南二丁目一番二五号	福山市三吉町南二丁目一番二五号	平成一九年三月二日
頼島敬	頼島外科医院	広島市中区上幟町一〇番三〇	広島市安佐南区祇園二丁目四四番六号	広島市安佐南区祇園二丁目四四番六号	平成一九年三月二日